

事業主の皆さまへ

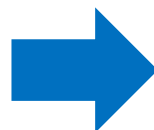
## 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります！ (大企業・中小企業とも、施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようになります。**

### <改正のポイント>

改正前

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



改正後

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間で取得できるようにしてください。**

☞ 法令で定められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。


- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
- ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

### <就業規則の規定例> (子の看護休暇の場合) ※介護休暇も同様の改定が必要です。

#### 第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

【問合せ先】  **千葉労働局雇用環境・均等室(043-221-2307)** 詳細はこちらをご覧ください →



### 厚生労働省委託事業 千葉働き方改革推進支援センターからのお知らせです

千葉働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の推進のためオンラインによるセミナーを実施しています。セミナー内容は以下のとおりです。

**参加無料**

#### セミナー内容 1月～3月のオンラインセミナー

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| A 外国人活用による人手不足対応の基礎知識 | F 70歳までの雇用努力義務について                  |
| B 雇用調整助成金等雇用維持施策のご紹介  | G 派遣業の同一労働同一賃金（R3年対応）               |
| C 残業時間上限規制と年次有給休暇5日義務 | H 同一労働同一賃金（上級編）最高裁判決を受けた待遇差のセルフチェック |
| D 同一労働同一賃金の基礎知識       | I テレワークに向けての取り組み                    |
| E パワーハラスメント防止対応のご紹介   |                                     |

セミナーのご参加は予約が必要となります。申込方法、開催時間等は千葉働き方改革推進支援センターのホームページをご覧ください。お電話にてお問い合わせください！

【問合せ先】厚生労働省委託事業

### 千葉働き方改革推進支援センター

[電話] 0120-17-4864(土日祝・年末年始を除く9時～17時)

[メール] kaikaku@tsubokawa.jp

